

業 務 概 要

令和6年度実績

岩手県食肉衛生検査所

目次

I 食肉衛生検査所の概要

1	沿革	1
2	主な所掌事務	1
3	名称、所在地及び組織図	2
4	行政組織上の位置付け	3
5	食肉衛生検査所長委任事項	3
6	施設の概要	4

II と畜場及び食鳥処理場の概要

1	と畜場の所在地及び概要	5
2	と畜場別使用料、解体料金	5
3	食鳥処理場の所在地及び概要	6
4	と畜場及び食鳥処理場の位置（配置図）	7

III と畜関係事業実績

1	と畜場別と畜検査頭数	8
2	年度別と畜検査頭数	8
3	獣畜のと殺解体禁止又は廃棄したものの原因	9
4	精密検査件数	10
5	残留抗菌性物質検査件数	10
6	残留有害物質モニタリング検査件数	10
7	外部検証及び衛生講習会の実施件数	10
8	BSE等スクリーニング検査件数	10
9	輸出食肉取扱施設に係る業務	10

IV 食鳥関係事業実績

1	認定小規模食鳥処理場の確認羽数	12
2	残留有害物質モニタリング検査件数	12
3	巡回指導、立入検査及び外部検証等件数	12

V 調査研究、研修等

1	調査研究発表演題一覧	13
2	職員の業務研修等	14

巻末 案内図

I 食肉衛生検査所の概要

1 沿革

- 昭和 47 年 10 月 岩手県盛岡保健所に食肉衛生検査所が設置され、職員 5 名をもって発足
- 昭和 55 年 4 月 「食肉衛生検査所設置条例」(昭和 55 年 3 月 25 日条例第 2 号)により紫波食肉衛生検査所(職員 13 名)及び水沢食肉衛生検査所(職員 9 名)設置
- 昭和 58 年 2 月 紫波食肉衛生検査所新庁舎竣工
- 昭和 61 年 2 月 水沢食肉衛生検査所新庁舎竣工
- 平成 4 年 4 月 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」(平成 2 年 6 月 29 日法律第 70 号)の施行及び機構改革に伴い食肉衛生検査所設置条例が一部改正され、食鳥検査業務が加わる。県央・県北地域を紫波食肉衛生検査所が、県南区域を水沢食肉衛生検査所が所管
紫波食肉衛生検査所の職員数 23 名(本所勤務 13、宮古保健所勤務 2、久慈保健所勤務 2、二戸保健所勤務 6)
水沢食肉衛生検査所の職員数 18 名(本所勤務 13、大東保健所勤務 3、大船渡保健所勤務 1、釜石保健所勤務 1)
- 平成 13 年 10 月 と畜場で処理される全ての牛について牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査がスタート
- 平成 14 年 4 月 「岩手県知事部局行政組織規則」(平成 13 年岩手県規則第 46 号)の一部改正により、紫波及び水沢食肉衛生検査所が統合し、岩手県食肉衛生検査所となる(庁舎は紫波、所管区域は県内全域)
職員数 28 名(本所勤務 22、久慈保健所勤務 4、二戸保健所勤務 2)
- 平成 20 年 4 月 盛岡市が中核市に移行し、盛岡市保健所が設置されたことに伴い、盛岡市内に所在すると畜場 1 ヶ所と大規模食鳥処理場 1 ヶ所が盛岡市に移管
- 平成 21 年 4 月 食肉衛生検査所の所管が保健福祉部から環境生活部へ移る
- 平成 23 年 5 月 株式会社岩手畜産流通センターが対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定を取得したことに伴い、新たに、と畜場等の衛生管理に係る検証業務及び衛生証明書の発行等の事務がスタート
- 平成 25 年 7 月 BSE スクリーニング検査の対象を、48 ヶ月齢超のすべての牛に変更
職員数 24 名(本所勤務 21、久慈保健所勤務 3)
- 平成 29 年 4 月 BSE スクリーニング検査の対象を、24 ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈する牛で、と畜検査員が必要と判断した場合に変更
- 令和 4 年 4 月 職員数 26 名(本所勤務 23、久慈保健所勤務 3)

2 主な所掌事務

(1) と畜検査

食用に供する目的でと殺・解体される獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)について、と畜検査員(獣医師)が、1 頭ごとに疾病・異常の有無の検査を行っている。

令和 6 年度のと畜検査頭数は、牛 17,222、子牛 88、馬 0、豚 349,995、めん羊 230、山羊 3(計 367,538 頭)で、前年度(牛 16,445、子牛 64、馬 0、豚 364,638、めん羊 194、山羊 3)と比較すると、牛で 777 頭の増、豚で 14,643 頭の減となっている。

なお、家畜の疾病が多様化・複雑化している中、的確で迅速な疾病診断を行うためには最新の科学技術(病理学、微生物学及び理化学的手法)に立脚した食肉検査が重

要であることから、精密検査機器等の整備・充足に努め、検査体制の充実、強化を図るとともに、職員を各種研修会等に派遣し、資質の向上に努めている。

(2) と畜場及び食鳥処理場の衛生管理指導（外部検証の実施）

と畜場及び食鳥処理場にHACCPによる衛生管理が義務化され、食肉衛生検査所は外部検証することが制度化された。当所では定期的に所管施設に立入り、食肉の衛生的な取扱い状況等について検証、指導を行っている。

(3) 食肉中の残留有害物質検査

動物用医薬品や農薬等が残留した食肉・食鳥肉を排除するため、食肉中の残留有害物質の検査を行っている。なお、陽性事例については、動物用医薬品等の適正使用について、家畜保健衛生所へ調査指導を依頼し、有害物質の食肉への残留防止に努めている。

(4) 対米等輸出食肉関連業務

株式会社いわちく食肉処理場では、国から輸出食肉取扱施設の認定を受け、アメリカをはじめ、香港、シンガポール等へ食肉を輸出しているが、食肉衛生検査所では、輸出の条件であるHACCPに基づく衛生管理の遵守状況について、毎日、作業前・作業中点検等による検証を行い、その結果に基づき必要な指導助言等を行うとともに、衛生証明書の発行等の事務にも対応している。

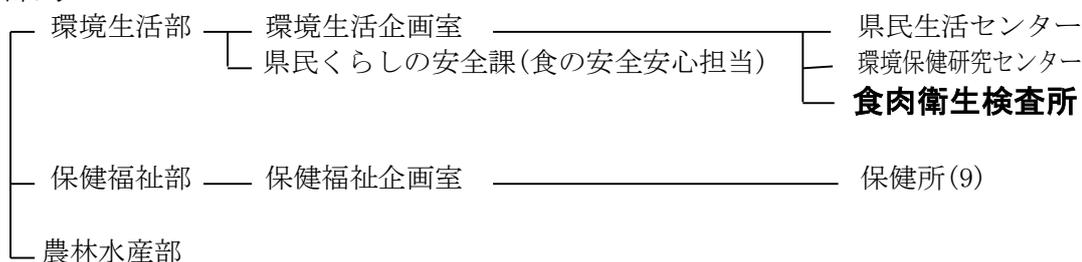
3 名称、所在地及び組織図

名 称	岩手県食肉衛生検査所
所在地	〒028-3311 岩手県紫波郡紫波町犬渕字南谷地 57 番 20
組織図	<pre> graph TD S[所長] --- PS[副所長] PS --- IG[検査指導課長(兼) 検査指導課] PS --- OIG[輸出指導課長 輸出指導課] PS --- PHIS[精密衛生検査課長 精密衛生検査課] IG --- IG1[検査指導グループ(7名) ・と畜場の衛生管理指導等] IG --- IG2[検査指導久慈グループ(3名) ・久慈広域食肉処理場担当 (久慈保健所勤務)] OIG --- OIG1[輸出指導グループ(5名) ・対米等輸出食肉取扱認定施設の 指導、査察対応等] PHIS --- PHIS1[衛生検査グループ(4名) ・食鳥処理場の衛生管理指導等] PHIS --- PHIS2[精密検査グループ(3名) ・と畜検査における精密検査、 残留有害物質検査等] </pre>

※ 各グループの所管業務は、と畜検査(現場検査=各グループ共通)を除く主なものを記載。

4 行政組織上の位置付け

知事部局



5 食肉衛生検査所長委任事項

事務の種類	内容	
と畜場法の施行に関する事務	第5条第2項	獣畜の種類及び頭数の制限
	第13条第1項	届出の受理
	第13条第3項	場所及び方法の指示
	第14条第1項、第2項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）並びに第5項	とさつ及び解体の検査
	第16条	とさつ又は解体の禁止等の措置
	第17条第1項	報告の徴収及び立入検査
	第18条	使用の制限及び停止並びに業務の停止及び禁止の命令
	第19条第2項	獣畜の処理の適正の確保に関する指導
と畜場法施行令の施行に関する事務	第4条	とさつの許可
	第7条	申請の受理
	第9条	検印の押印
牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に関する事務	第7条第2項	牛の特定部位の焼却の義務の除外の許可
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関する事務	第8条	事業の停止命令
	第9条	使用の禁止又は事業の停止命令
	第15条第1項、第2項及び第3項並びに第35条第1項	食鳥検査
	第16条第7項	報告の受理
	第16条第9項	指導及び助言
	第20条	廃棄等の措置
	第37条第1項	報告の徴収
	第38条第1項	立入検査
第39条第2項	食鳥処理に関する指導	
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の施行に関する事務	第27条第2項	申請の受理
食品衛生法の施行に関する事務（と畜場及び食鳥処理場に係るものに限る。）	第28条第1項	報告の徴収、臨検検査及び物件の収去
	第30条第2項	監視指導
	第59条	廃棄命令等の措置

6 施設の概要

昭和 57 年 9 月	新庁舎建設着手 (敷地 1,293.10 m ²)、鉄筋コンクリート 2 階建、延面積 466.56 m ²)
昭和 58 年 2 月	新庁舎竣工 女子 女子
平成 15 年 3 月	庁舎増改築女子
令和元年 2 月	庁舎改築

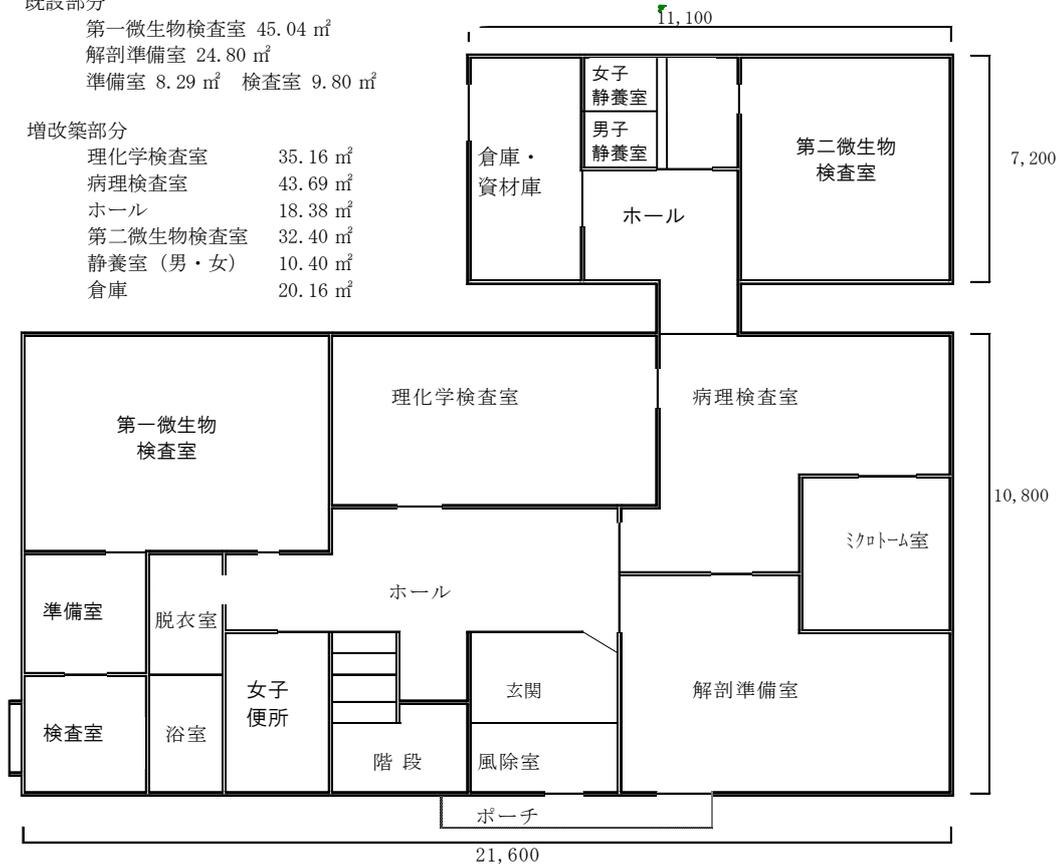
○ 1 階

既設部分

第一微生物検査室	45.04 m ²
解剖準備室	24.80 m ²
準備室	8.29 m ²
検査室	9.80 m ²

増改築部分

理化学検査室	35.16 m ²
病理検査室	43.69 m ²
ホール	18.38 m ²
第二微生物検査室	32.40 m ²
静養室 (男・女)	10.40 m ²
倉庫	20.16 m ²



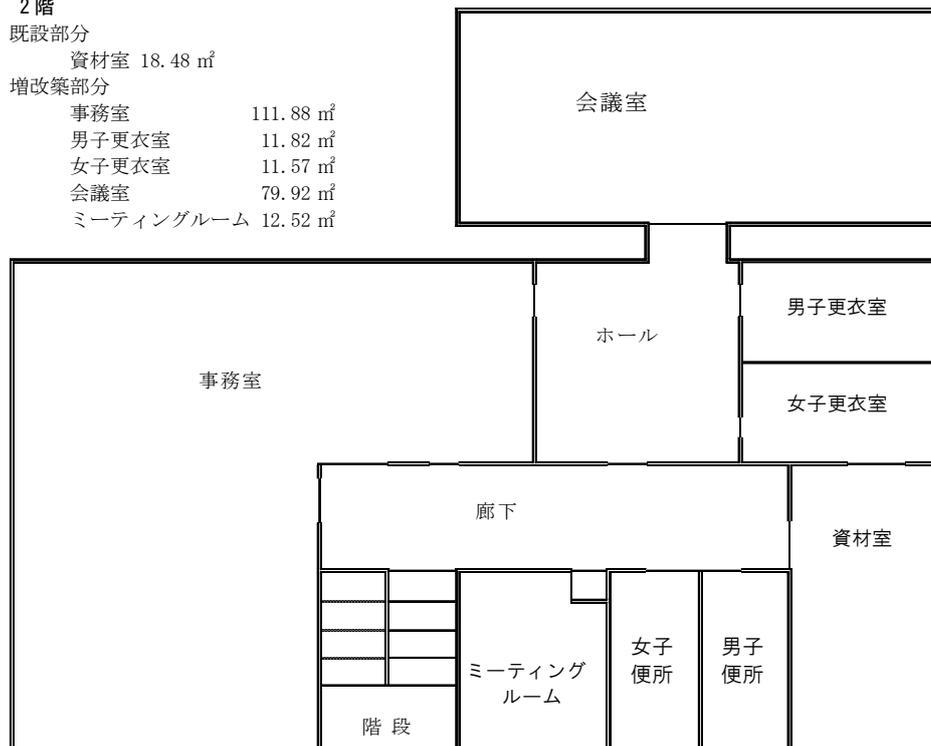
○ 2 階

既設部分

資材室	18.48 m ²
-----	----------------------

増改築部分

事務室	111.88 m ²
男子更衣室	11.82 m ²
女子更衣室	11.57 m ²
会議室	79.92 m ²
ミーティングルーム	12.52 m ²



Ⅱ と畜場及び食鳥処理場の概要

1 と畜場の所在地及び概要

地図上の記号	管轄する施設の名称	検印番号	所在地	設置者	許可年月日	処理能力
A	いわちく食肉処理場	24	紫波郡紫波町 犬淵字南谷地 120 紫波郡紫波町 犬淵字下越田 1-1	(株)いわちく	昭和 47 年 10 月 20 日	大 130 小 1,600
B	久慈広域食肉処理場	6	久慈市宇部町 1-59-7	(一社)久慈広域食肉処理場	昭和 61 年 4 月 7 日	小 350

2 と畜場別使用料、解体料金

単位：円

と畜場	畜種 牛	子牛		馬	子馬		豚	めん羊 山羊
		大	小		大	小		
いわちく食肉処理場	13,200	5,335	3,795	11,330	3,465	3,465	2,805	2,145
久慈広域食肉処理場	—	—	—	—	—	—	2,695	—

3 食鳥処理場の所在地及び概要 (R7.3.1 現在)

大規模食鳥処理場

地図上の番号	施設名	所在地	設置者	食鳥の種類
1	(株)十文字チキンカンパニー 久慈工場	久慈市小久慈町第63地割16番地1	(株)十文字チキンカンパニー	ブロイラー
2	(株)フレッシュチキン軽米	九戸郡軽米町大字円子第2地割276番地31	(株)フレッシュチキン軽米	ブロイラー
3	プライフーズ(株)軽米工場	九戸郡軽米町大字上館第20地割1-2	プライフーズ(株)	ブロイラー
4	(株)阿部繁孝商店九戸工場	九戸郡九戸村大字長興寺第5地割138番地	(株)阿部繁孝商店	ブロイラー
5	(株)PJ二戸フーズ	二戸市仁左平字大段12番地3	(株)PJ二戸フーズ	ブロイラー
6	(株)十文字チキンカンパニー 八幡平工場	八幡平市平笠第19地割50番地2号	(株)十文字チキンカンパニー	ブロイラー
7	(株)甘竹田野畑	下閉伊郡田野畑村室場24番地4号	(株)甘竹田野畑	あひる (合鴨)
8	住田フーズ(株)食鶏処理工場	気仙郡住田町世田米字火石5番地1	住田フーズ(株)	ブロイラー
9	(株)アマタケ大船渡工場	大船渡市盛町字二本杵5番地	(株)アマタケ	ブロイラー
10	(株)オヤマ	一関市室根町折壁字愛宕下161番地	(株)オヤマ	ブロイラー
11	(株)オヤマ藤沢工場	一関市藤沢町黄海字八景下80-3番地	(株)オヤマ	ブロイラー

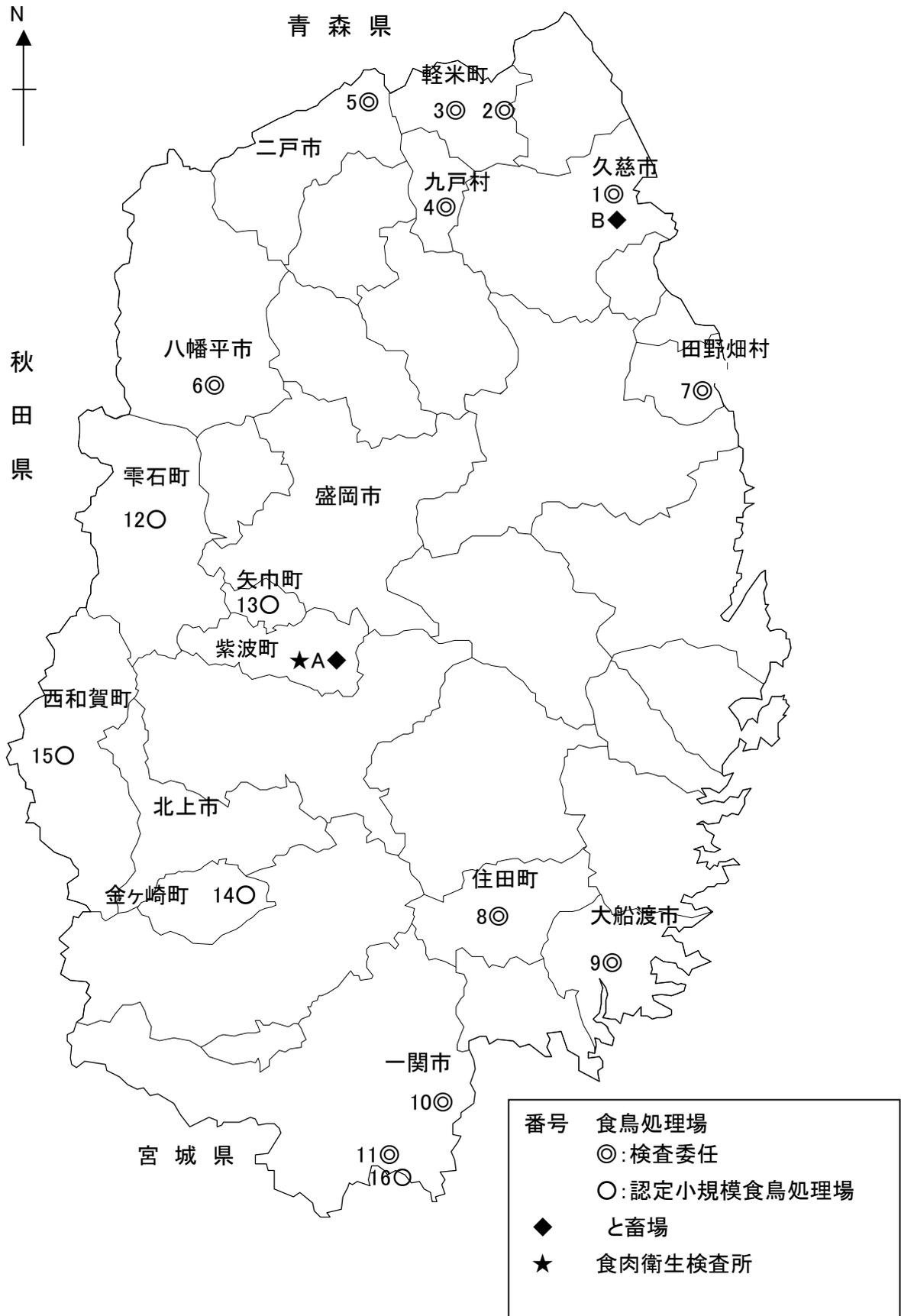
※ 食鳥検査は、全ての大規模食鳥処理場において指定検査機関である(一社)岩手県獣医師会が行っている。

認定小規模食鳥処理場

地図上の番号	施設名	所在地	設置者	食鳥の種類
12	南部かしわ加工センター	岩手郡雫石町七ツ森17番地21号	小井田幸一	鶏
13	盛岡ハラルフーズ(株)	紫波郡矢巾町広宮沢第1地割南昌山2-415	盛岡ハラルフーズ(株)	鶏
14	千鳥屋※	胆沢郡金ヶ崎町六原上真栄木150	森潤一	鶏
15	いわてにしわが南部かしわプロジェクト加工処理センター	和賀郡西和賀町沢内字新町13-13	いわてにしわが南部かしわプロジェクト(株)	鶏
16	館ヶ森アーク牧場食鳥処理場	一関市藤沢町黄海字小日形149番地3	(株)アーク	鶏

※ H21.2.28～休止中

4 と畜場及び食鳥処理場の位置（配置図）



Ⅲ と畜関係事業実績

1 と畜場別と畜検査頭数

畜種 と畜場	牛		子牛		馬		豚	めん羊	山羊	計	開場 日数
	乳用	役肉	大	小	大	小					
いわちく 食肉処理場	2,376 (681)	14,846 (472)	84 (49)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	304,839 (34)	230 (12)	3 (0)	322,382 (1,252)	253 (12)
久慈広域 食肉処理場							45,156			45,156	248 (7)
計	2,376 (681)	14,846 (472)	84 (49)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	349,995 (34)	230 (12)	3 (0)	367,538 (1,252)	501 (19)

※ 畜種別検査頭数欄の（ ）内には、病畜検査頭数を再掲する。

※ 開場日数欄の（ ）内には、職員の勤務を要しない日の開場日数を再掲する。

2 年度別と畜検査頭数

畜種 年度	牛			子牛			馬			豚	めん羊	山羊	計
	乳用	役肉用	小計	大	小	小計	大	小	小計				
24	3,617	11,131	14,748	35	8	43	1	0	1	301,530	146	2	316,470
25	5,508	12,853	18,361	68	4	72	1	0	1	313,732	105	4	332,275
26	8,134	11,520	19,654	53	1	54	0	0	0	297,418	188	6	317,320
27	8,347	10,987	19,334	35	2	37	0	0	0	304,015	174	1	323,561
28	6,589	11,420	18,009	35	1	36	0	0	0	302,297	187	0	320,529
29	4,838	11,445	16,283	36	0	36	0	0	0	299,736	181	2	316,238
30	4,176	12,314	16,490	39	1	40	0	0	0	297,268	171	5	313,974
1	3,643	12,479	16,122	68	1	69	0	0	0	323,631	132	6	339,960
2	3,051	12,552	15,603	77	0	77	0	0	0	351,449	140	8	367,277
3	2,318	13,525	15,843	73	4	77	2	0	2	379,591	155	27	395,695
4	3,046	13,872	16,918	58	0	58	0	0	0	369,671	191	12	386,850
5	2,576	13,869	16,445	61	3	64	0	0	0	364,638	194	3	381,344
6	2,376	14,846	17,222	84	4	88	0	0	0	349,995	230	3	367,538

4 精密検査件数

畜種	検査実頭数	検査件数				
		細菌	病理	理化学	その他	計
牛	117	177	383	35	0	595
豚	49	261	43	4	0	308
その他	0	0	0	0	0	0
計	166	438	426	39	0	903

5 残留抗菌性物質検査件数

	腎臓	筋肉	合計
牛	1,161	32	1,193
豚	45	35	80
その他	64	0	64
計	1,270	67	1,337

6 残留有害物質モニタリング検査件数

	抗生物質	合成抗菌剤	動物用医薬品	農薬	合計
牛	60	24	33	6	123
豚	70	15	33	4	122
合計	130	39	66	10	245

7 外部検証及び衛生講習会の実施件数

外部検証		衛生講習会	
作業前・作業中点検	微生物検査	開催回数	受講者数
797	240	27	390

8 BSE等スクリーニング検査件数

検査実績なし

9 輸出食肉取扱施設に係る業務

(1) 対米輸出までの経緯（牛肉）

H22年6月 榑岩手畜産流通センター（現「株式会社いわちく」。以下「いわちく」という。）が、対米輸出食肉を取り扱おうと畜場等の認定を申請

H23年5月 いわちくが対米輸出食肉を取り扱う施設として国から認定

H24年8月 H22年4月から口蹄疫の発生により停止していた米国向けの食肉輸出が解禁となり、いわちくが初めて牛肉を米国に輸出

(2) 輸出食肉認定施設及び輸出認定取得状況

(牛肉)

株式会社いわちく (認定番号 I-1)			
対シンガポール	H21年9月	対ニュージーランド	H26年5月
対タイ	H21年11月	対カナダ	H26年9月
対マカオ	H21年11月	対ミャンマー	H28年1月
対米	H23年5月	対台湾	H29年9月
対香港	H24年3月	対オーストラリア	H30年10月
対メキシコ	H25年10月	対EU等	R6年4月
対ベトナム	H26年3月	(イギリス、EU、スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー)	

(豚肉)

株式会社いわちく 豚処理加工施設 (認定番号 IW-1)
 対シンガポール R3年3月

(3) 食肉衛生検査所が行う検証業務

- ア 標準作業手順書 (S S O P) の検証
- イ HACCPシステムの検証
- ウ サルモネラ検査

連続 82 日間、米国農務省食品安全検査局 (F S I S) が監修している微生物試験室ガイドブック (Microbiological Laboratory Guidebook) で示されている方法による、枝肉のサルモネラ検査を実施

区分	件数	陽性
去勢牛肉・未經産牛肉	82	0

エ STEC検査 (冷蔵トリミング肉を対象)

区分	件数	陽性
牛トリミング肉	24	0

オ 糞便、消化管内容物及び乳房内容物に関する衛生的なと殺、解体の検証 (ゼロ・トレランス検証)

(4) その他

- ア と畜検査、製品再検査、残留物質モニタリング検査等
- イ 厚生労働省等の査察対応
 東北厚生局による認定施設及び検査所の査察への対応 (計 12 回)
 なお、米国農務省食品安全検査局 (F S I S) による査察はなし
- ウ 輸出食肉に関する食肉衛生証明書の発給等 (すべて牛: 輸出向け豚肉処理実績なし)

	H 28	H 29	H 30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
輸出量 (kg)	138,894	209,163	266,768	263,641	296,884	379,469	397,782	356,210	452,961

	H 28	H 29	H 30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
証明書 (件)	709	812	1,062	993	1,135	1,676	1,971	1,629	1,637

IV 食鳥関係事業実績

1 認定小規模食鳥処理場の確認羽数

	肉用鶏	成鶏	あひる	七面鳥	計
合計	1,432	0	0	0	1,432

※ 稼働施設 2 稼働実績なし 2 休止中 1

2 残留有害物質モニタリング検査件数

区分	抗生物質	合成抗菌剤	動物用医薬品	農薬	合計
肉用鶏	52	24	24	10	110

3 巡回指導、立入検査及び外部検証等件数

区分	巡回指導件数	立入検査件数	外部検証等					衛生講習会	
			実施延回数	検査件数				開催回数	受講者数
				細菌	理化学	その他	計		
大規模施設		41	41	615	1,105	44	1,764	1	49
認定小規模施設	2	2	2	30	22	0	52	0	0

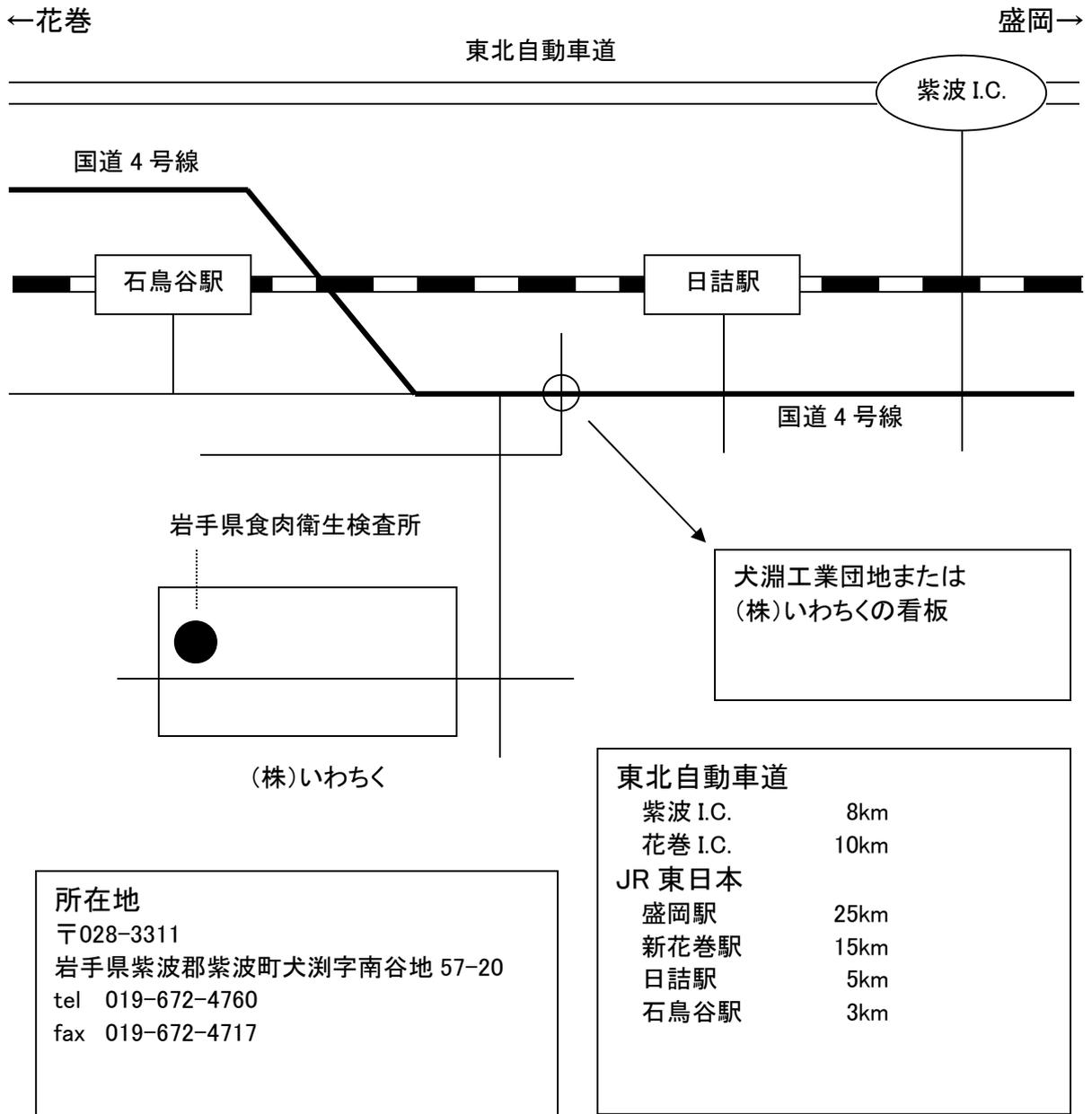
V 調査研究、研修等

1 調査研究発表演題一覧

研究テーマ及び発表者	発表学会等
対米等輸出食肉認定施設における外部検証としての微生物試験の評価 北村 洸人	東北地区獣医師大会、獣医学術東北地区学会 (R6.9 青森県青森市)
食鳥処理場の外部検証による評価 茂木 美和	食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会 (R7.1 東京都)
サルモネラ属菌の分離培養方法の検証について 北村 洸人	食の安全安心担当業務研究発表会 (R7.2 盛岡市)
輸出食肉認定施設（豚）支援に係る検証等の取組について 遠藤 咲	食の安全安心担当業務研究発表会 (R7.2 盛岡市)
対米国・対EU等輸出認定施設における動物福祉向上に向けた取組みへの支援について 山下 裕紀	食の安全安心担当業務研究発表会 (R7.2 盛岡市)
小規模と畜場における微生物検査を用いた衛生指導について 秋山 潤	食の安全安心担当業務研究発表会 (R7.2 盛岡市)
大規模食鳥処理場における外部検証について 茂木 美和	食の安全安心担当業務研究発表会 (R7.2 盛岡市)

2 職員の業務研修等

年 月	業務研修の内容	備 考
R6. 7	指名検査員相互交流研修会	佐賀県多久市
R6. 7	全国食肉衛生検査所協議会全国大会	東京都
R6. 9	全国公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会・研修会	東京都
R6. 9	FSIS オンライン研修	オンライン
R6. 9	FAMS 第 21 回全体研修会	盛岡市
R6. 10	第 42 回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会総会及び研修会	神奈川県横浜市
R6. 10	全国食肉衛生検査所協議会第 35 回北海道・東北ブロック大会	宮城県仙台市
R6. 10	食の安全を考える講座	盛岡市
R6. 10	全国食肉衛生検査所協議会病理部会第 81 回病理研修会	神奈川県相模原市
R6. 10	食鳥肉安全性確保研修会	盛岡市
R6. 10	病性鑑定技術研修会（高病原性鳥インフルエンザの診断）	滝沢市
R6. 11	食肉の対米等輸出に係る関係国会議	京都府京都市
R6. 12	自治体職員向け STEC 検査手技の現地研修プログラム	検査所内
R7. 1	食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会	東京都
R7. 1	食肉の対米等輸出に関する研修会	東京都
R7. 2	日本中央競馬会畜産振興事業シンポジウム	宮城県仙台市



岩手県食肉衛生検査所 案内図

業 務 概 要
(令和6年度版)
令和7年7月発行

発行／岩手県食肉衛生検査所
〒028-3311 岩手県紫波郡紫波町犬渕字南谷地 57-20
電話 019-672-4760 FAX 019-672-4717

ホームページアドレス

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/kan/kensa-jo/index.html>

お問い合わせ

CC0017@pref.iwate.jp (シーシーゼロゼロいちなな)